

2022年（令和4年）3月4日

保護者様

福山市保健福祉局ネウボラ推進部長

まん延防止等重点措置の解除に伴う保育所等の対応について（通知）

平素より本市の保育行政に対し、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

広島県に発出されているまん延防止等重点措置については、3月6日をもって解除されることとなりましたが、本市の保育所等においては、依然として多くの感染者の確認が続いています。こうしたことから、これまでの対応を当面の間延長することとしましたので、引き続き、御家庭で安全に過ごすことが可能な場合は、登園を控えていただくよう御協力をお願いします。

※ 保育所等の利用を制限するものではありません。就労等により保育所等の利用を必要とされている場合には、必要な時間の保育を御利用ください。

対象期間（変更後）：2022年（令和4年）3月7日から当面の間

保育所等での保育を継続するため、御協力をお願いします。

- ・お子さまや御家族の健康管理に努めていただき、風邪症状等がある場合は、保育所等の利用を控えるよう徹底をお願いします。
- ・お子さまや同居する親族等がPCR検査を受検することとなった場合は、速やかに保育所等に連絡するとともに、検査結果が判明するまでは登園しないようにお願いします。

※保育料について

保育料は通常どおり納付してください。保育所、市立認定こども園については、3月25日に1月分・2月分を前回還付した口座（保育料の振替口座）に還付します。私立認定こども園、地域型保育事業は施設に御確認ください。なお、3月分は4月25日の還付を予定しています。